

## 2. はじめに

### リスクコミュニケーション情報に関する調査研究での国内事例調査の 必要性および本年度調査の基本姿勢

平成14年4月から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に基づき、事業者から対象物質の排出量等の届出が開始される。一方、これら届出データは排出量等の集計後、化学物質排出把握管理促進法に基づく開示請求により、個別事業所からの排出量等の情報が開示されることになる。このため今後はより一層の地域住民等とのコミュニケーションを図ることが重要であり、事業者が地域住民等へ自らがリスクコミュニケーションの機会を持つための体制を整え、かつ実施することが求められている。しかしながら、多くの事業者は地域住民等とのリスクコミュニケーションの機会を持つこと自体に経験がなく、その適正な手法等暗中模索しているのが実情である。

（社）日本化学会は日本最大の会員数をもつ化学者と化学技術者の専門家集団であり、平成11年には「環境憲章'99」を制定し、化学会すべての活動の基礎に環境・安全問題への積極的取り組みをおき、化学物質の総合安全管理とグリーンケミストリーを2本柱に活動を推進している。化学物質総合安全管理では、リスクコミュニケーションについて平成9年度より3年間、通商産業省（現経済産業省）「事業者用化学物質リスクコミュニケーション手法検討調査」及び環境庁（現環境省）の委託事業として「化学物質のリスクコミュニケーション手法検討調査」を行い報告書にまとめた。また、平成12年度には経済産業省の委託事業として「化学物質総合安全管理のための環境・安全ファシリテータ育成」調査を行い、報告書をまとめたところである。

今回、国内事例調査にあたっては、化学物質排出把握管理促進法の対象事業所で、且つ地域住民との対話の機会（リスクコミュニケーションの場）を持つ事例、および（社）日本レスポンス・ケア協議会の取り組みについて調査を行った。

従って、メディアアテンションとなるような緊急事態での地域住民へのリスクコミュニケーションの対処事例を調査したものではない。むしろ現在、定常操業の状態、普段から事業所が環境・安全の取り組み等を含めて地域住民とコミュニケーションをするための実施方法を調査したものである。これらの事例が今後、地域との対話を進めようとする企業の参考となり、事業所立地にあった形で、まずは「隗より始めよ」の言葉の通り、展開・実施されることを期待する。

（社）日本化学会 環境・安全推進委員会 委員長  
化学物質リスクコミュニケーション情報に関する  
調査研究委員会 委員長 御園生 誠